

新三重県科学技術振興ビジョン(仮称)の策定方針について

新ビジョンの目的

本県が有する地域資源や企業・大学等の技術シーズ等を活用し、「豊かで快適な生活の実現」「地域産業の活性化」を基本的な柱として、これからの科学技術振興を示す指針として新三重県科学技術振興ビジョン(仮称)を策定します。

新ビジョンの目標年次

近年の生活環境や産業構造、科学技術を取り巻く環境などの急激な変化を勘案し、課題に対して的確に対応するために、5年程度の中期計画として策定します。
・2011年(平成23年)～2016年(平成28年)

新ビジョンの策定スケジュール(案)

平成23年
4月～11月 新三重県科学技術振興ビジョン策定懇話会(仮称)において審議
6月 「新ビジョン(骨子案)」について、定例会(6月会議)常任委員会で説明
9月 「新ビジョン(中間案)」について、定例会(9月会議)常任委員会で説明
10月 「新ビジョン(最終案)」にかかるパブリック・コメントの実施
11月 「新ビジョン(最終案)」を定例会(12月会議)に議案として提出

新ビジョンに盛り込むべき内容(案)

はじめに、趣旨	現状と課題	目的	基本目標	施策の方向	施策	重点分野	体制
1 ビジョン策定にあたって ・科学技術振興の背景 ・前ビジョンの成果と課題 ・策定の趣旨 ・基本的な考え方 ・ビジョンの役割と目標年次	2 科学技術の現状と課題 ・科学技術を取り巻く社会動向 ・国の科学技術振興の動向 ・三重県の産業界の動向 ・科学技術資源及び交流・連携等の動向 ・三重県における科学技術の現状と課題 ・三重県内の科学技術関係機関の状況	3 三重県の目指す科学技術 ・産業を活性化する科学技術 ・グリーン・イノベーション ・ライフ・イノベーション ・産学官連携	4 科学技術振興の基本目標 ・産業を活性化する科学技術の推進 ・グリーン・イノベーションの推進 ・ライフ・イノベーションの推進 ・産学官連携の推進	5 科学技術振興施策の基本的な考え方 ・産学官連携研究(コンソーシアム)のしくみづくり ・研究・技術開発による地域・産業づくり ・科学技術のネットワークづくり ・科学技術の基盤づくり ・科学技術の担い手づくり ・知的財産活用のしくみづくり	6 科学技術振興の具体的な推進方策 ・産学官連携研究(コンソーシアム)のしくみづくり ・研究・技術開発による地域・産業づくり ・科学技術のネットワークづくり ・科学技術の基盤づくり ・科学技術の担い手づくり ・知的財産活用のしくみづくり	7 重点研究開発分野 ・グリーン・イノベーション ・ライフ・イノベーション ・農商工連携を基盤としたイノベーション	8 推進体制 ・庁内体制の整備 ・科学技術支援機関の機能強化 ・県民・市町との連携強化 ・国との連携強化

<参考>三重県科学技術振興ビジョン(現行ビジョン)

【策定:1999年(平成11年)7月 目標年次:2010年(平成22年)】

第I部 基本的考え方 第1章 ビジョン策定にあたって 1 科学技術振興の背景 2 ビジョンの役割と目標年次	第2章 科学技術をめぐる三重県における現状と課題 1 科学技術を取り巻く社会動向 2 科学技術資源及び交流・連携等の動向	第3章 科学技術振興の基本目標 1 県民生活を安全・快適にする科学技術の推進 2 産業を活性化する科学技術の推進 3 環境にやさしい科学技術の推進	第4章 科学技術振興施策の方向 1 研究・技術開発による地域づくり 2 科学技術のネットワークづくり 3 科学技術の基盤づくり 4 科学技術の担い手づくり	第5章 科学技術の振興施策 1 研究・技術開発による地域づくり 2 科学技術のネットワークづくり 3 科学技術の基盤づくり 4 科学技術の担い手づくり	第II部 戦略的施策体系 第7章 三重県科学技術振興施策体系表	第6章 推進体制 1 三重県科学技術会議(仮称)の設置 2 庁内体制の整備 3 科学技術支援機関の機能の充実強化 4 県民・市町村との連携強化 5 国との連携強化
---	--	--	---	---	---	--

<参考>「第4期科学技術基本計画」に対する総合科学技術会議の答申内容(平成22年12月24日)

目指すべき国の姿

- ・将来にわたり持続的な成長を遂げる国
- ・豊かで質の高い国民生活を実現する国
- ・国家存立の基盤となる科学技術を保持する国
- ・地球規模の問題解決に先導的に取り組む国
- ・「知」の資産を創出し続け、科学技術を文化として育む国

5つの国の姿を実現するための3つの科学技術政策の基本方針

今後の科学技術政策の基本方針

- ・「科学技術イノベーション政策」の一体的展開
- ・「人材とそれを支える組織の役割」の一層の重視
- ・「社会とともに創り進める政策」の実現

科学技術イノベーション政策の戦略的な展開
イノベーション推進のためのシステム改革

成長の柱としての2大イノベーションの推進

- ・グリーン・イノベーションの推進
 - ・ライフ・イノベーションの推進
- 我が国が直面する重要課題への対応
基礎研究及び人材育成の強化

三重県観光振興条例（仮称）の骨子案の概要

平成23年3月4日

【前文】（三重県の特徴（歴史的背景）、観光振興の意義、観光振興の必要性、条例制定）

【目的】
本県の観光の振興を図るための「基本理念」、「観光振興に関する施策の基本となる事項」を定め、「県の責務、県民等の役割」を明らかにすることにより、施策等を総合的かつ計画的に推進し、「県民生活の向上」及び「本県の経済の発展」を図る。

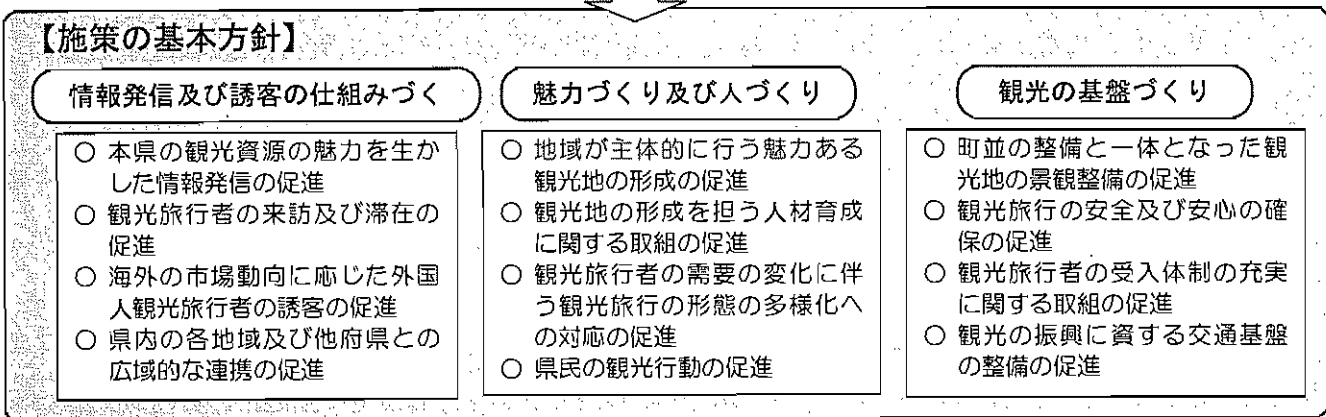
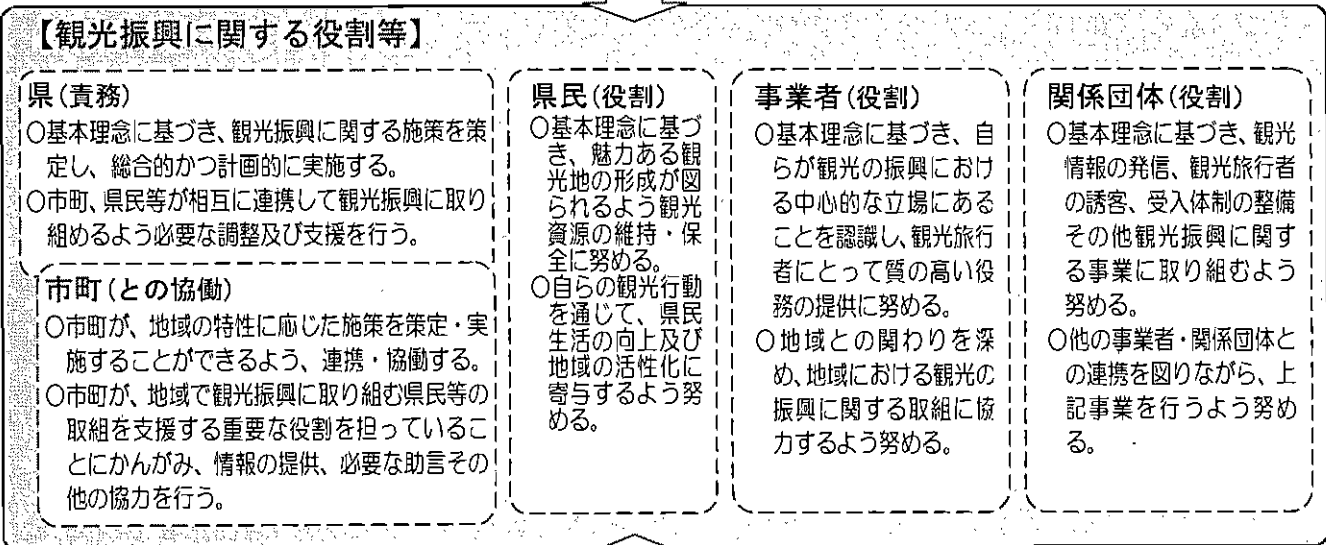
【定義】
（観光資源）自然、歴史、伝統、文化、食、産業、人材その他観光の振興に資する資源
（観光行動）県民が、地域の観光資源に対する理解を深め、郷土への誇りと愛着を育むことを通じて、地域における観光の振興に関する取組に参画すること、県内を巡る観光旅行を行うこと

【基本理念】
本県の観光の振興は、次の事項を基本として、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重するとともに、県、市町及び県民等がそれぞれの立場において連携し、及び協働することにより、その推進を図る。

観光旅行者の視点に立ち、その満足度を向上させることが重要であること。

地域の観光資源を一層充実させ、その継承を図ることが重要であること。

観光のすそ野の広がりを十分に意識することが重要であること。



【施策の推進方策】

【基本計画】 施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定する。
（基本的な方針、主要な目標等を定める。）

【統計の整備】 施策を効果的に推進するため、観光に関する情報収集、動向調査及び分析等を行い、統計整備を図る。

【推進体制の整備】 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制整備を図る。

【財政上の措置】 施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

三重県観光振興条例（仮称）の骨子案

平成23年3月4日

前文

私たちの郷土三重県は、豊かな自然に恵まれ、人が暮らすのに理想的な地として、古くから「美し国」と呼ばれてきました。また、悠久の歴史を有し、伊勢参り、世界遺産に登録された熊野古道を辿った熊野詣等、全国各地からの人々が行き交い交流を重ね、もてなしの心を今に伝えてきました。

観光は、その地に住む人が先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を大切に守りながら、地域の持ち味と個性を磨き上げていくことにより、地域への自信と誇りを深め、郷土愛を育むことのできる社会の実現に寄与するものです。また、観光は、多様な産業と関連するすそ野の広い産業であることから、その波及効果は広範囲にわたり、地域における雇用を創出し、地域経済をより力強いものとする事への期待も大きなものとなっています。

しかしながら、観光を取り巻く環境は、全国各地の観光地間競争が激しくなる等、一段と厳しさを増しています。人々を魅了する観光の目的地として、本県がこれからも選ばれ続けるためには、観光の振興に関する取組が健康で文化的な県民生活を向上させる上で重要な役割を果たすとともに、本県の経済をけん引する産業として観光産業を大きく育て、及び確立させていくことが必要です。

このような考え方に立って、県、市町、県民、事業者及び関係団体が協働して、本県の観光の持続的な発展に向けて取り組むため、この条例を制定します。

I 総則

1 目的

この条例は、本県の観光の振興に関する基本理念を定め、及び県の責務、県民の役割等を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の向上及び本県の経済の発展に寄与することを目的とします。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- ①観光資源 自然、歴史、伝統、文化、食、産業、人材その他観光の振興に資する資源をいう。
 - ②事業者 観光旅行者を対象として事業を行う者その他観光に関する事業を行う者をいう。
 - ③関係団体 事業者で組織される団体その他観光に関する事業を行う団体をいう。
 - ④県民等 県民、事業者及び関係団体をいう。
 - ⑤観光行動 県民が、地域の観光資源に対する理解を深め、郷土への誇りと愛着を育むことを通じて、地域における観光の振興に関する取組に参画すること、又は県内を巡る観光旅行を行うことをいう。
-

3 基本理念

本県の観光の振興は、次に掲げる事項を基本として、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重するとともに、県、市町及び県民等がそれぞれの立場において連携し、及び協働することにより、その推進を図ることとします。

- ①観光旅行者にとって魅力ある観光地の形成が図られる等、観光旅行者の視点に立ち、その満足を向上させることが重要であるという認識を有すること。
- ②地域の観光資源を一層充実させ、かつ、その継承を図ることが、健康で文化的な県民生活の向上と観光の持続的な発展のためには重要であるという認識を有すること。
- ③地域に根ざした県民の生活文化が新たな観光資源として、観光旅行者からの支持を集めていることにかんがみ、観光のすそ野の広がりを十分に意識することが新たな価値の創出のためには重要であるという認識を有すること。

Ⅱ 観光の振興に関する役割等

4 県の責務

- (1) 県は、3に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、Ⅲに定める基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有します。
 - (2) 県は、市町又は県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を行うことができるよう必要な調整及び支援を行います。
-

5 市町との協働

- (1) 県は、市町が基本理念にのっとり、地域の特性に応じた観光の振興に関する施策を策定し、及び実施することができるよう、市町と連携し、及び協働することとします。
 - (2) 県は、地域において県民等が行う観光の振興に関する取組への支援については、市町が担う役割が重要であることにかんがみ、情報の提供、必要な助言その他の協力を行います。
-

6 県民の役割

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、魅力ある観光地の形成が図られるよう観光資源の維持及び保全に努めることとします。
 - (2) 県民は、自らの観光行動を通じて、県民生活の向上及び地域の活性化に寄与するよう努めることとします。
-

7 事業者の役割

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、自らが直接観光旅行者と接する機会を多く有し、観光の振興における中心的な立場にあることを認識し、観光旅行者にとって質の高い役務の提供に努めることとします。
 - (2) 事業者は、地域との関わりを深め、地域における観光の振興に関する取組に協力するよう努めることとします。
-

8 関係団体の役割

- (1) 関係団体は、基本理念にのっとり、観光情報の発信、観光旅行者の誘客、受入体制の整備その他観光の振興に関する事業に取り組むよう努めることとします。
- (2) 関係団体は、他の事業者及び関係団体との連携を図りながら、前号に掲げ

る事業を行うよう努めることとします。

Ⅲ 観光の振興に関する施策の基本方針

9 情報発信及び誘客の仕組みづくり

県は、市町及び県民等と協働して、次に掲げる基本方針に基づき、県内外からの誘客を図るための情報発信及び誘客の仕組みづくりに関する施策を講じます。

- ①本県の観光資源の魅力を生かした情報発信に関する取組を促進すること。
 - ②観光旅行者の来訪及び滞在に関する取組を促進すること。
 - ③海外の市場動向に応じた外国人観光旅行者の誘客に関する取組を促進すること。
 - ④県内の各地域及び他府県との広域的な連携に関する取組を促進すること。
-

10 観光の魅力づくり及び人づくり

県は、市町及び県民等と協働して、次に掲げる基本方針に基づき、地域の観光資源を生かした観光の魅力づくり及び人づくりに関する施策を講じます。

- ①地域が主体的に行う魅力ある観光地の形成に関する取組を促進すること。
 - ②観光地の形成を担う人材の育成に関する取組を促進すること。
 - ③観光旅行者の需要の変化に伴う観光旅行の形態の多様化への対応に関する取組を促進すること。
 - ④県民の観光行動に関する取組を促進すること。
-

11 観光の基盤づくり

県は、市町及び県民等と協働して、次に掲げる基本方針に基づき、快適性及び利便性に優れた観光地の形成を図るための観光の基盤づくりに関する施策を講じます。

- ①町並の整備と一体となった観光地の景観整備に関する取組を促進すること。
 - ②観光旅行の安全及び安心の確保に関する取組を促進すること。
 - ③観光旅行者の受入体制の充実に関する取組を促進すること。
 - ④観光の振興に資する交通基盤の整備に関する取組を促進すること。
-

IV 観光の振興に関する施策の推進方策

1 2 基本計画

- (1) 知事は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めます。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めます。
- ① 観光の振興に関する基本的な方針
 - ② 観光の振興に関する主要な目標
 - ③ 観光の振興に関し、県が総合的かつ計画的に推進する施策
 - ④ 上記のほか、観光の振興に関する必要な事項
- (3) 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることとします。
- (4) 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表します。
- (5) 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について公表します。
- (6) (3) 及び (4) の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準用します。
-

1 3 統計の整備

県は、観光の振興に関する施策を効果的に推進するため、市町、事業者及び関係団体と連携して、観光に関する情報の収集、動向の調査及び分析等を行い、観光に関する統計の整備を図るとともに、その成果を市町及び県民等と共有するよう努めます。

1 4 推進体制の整備

県は、市町及び県民等と円滑な連携及び協働を図り、及び協力して、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備を図ります。

1 5 財政上の措置

県は、観光の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

**「三重県観光振興条例（仮称）の考え方（素案）」に対する
パブリックコメントの結果概要**

1 意見募集期間

平成22年12月15日（水）～平成23年1月14日（金）

2 周知方法

- (1) 県政記者クラブへの資料提供
- (2) 三重県ホームページ（三重県、農水商工部、観光局）への掲載
- (3) FM三重での告知放送
- (4) 三重県観光連盟メール通信の配信
- (5) 市町あての文書照会
- (6) 観光局、情報公開・個人情報総合窓口での配布

3 意見募集の結果

(1) 意見提出の方法

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
0	0	7	7

(2) 個人団体別

個人	団体	合計
1	6	7

(3) 項目別延べ意見数（意見件数）

項 目	意見数
①全体的な意見	4
②趣旨	0
③目的	1
④定義	1
⑤基本理念	0
⑥県の責務	12
⑦各主体の役割	2
合 計	20

4 意見に対する対応（案）

（1）対応状況

項 目	意見数
①文章の修正、記述の追加等により、骨子案に反映するもの	8
②既に骨子案に反映しているもの	4
③骨子案への反映は難しいが、施策や事業の実施段階で対応・検討するもの	3
④何らかの理由で、骨子案に反映することが難しいもの	2
⑤その他（質問、感想、個別事案、他制度への意見等）	3
合 計	20

（2）意見とその対応案

（全体的な意見）

	素案に対する意見概要	対応	対応案
1	この条例を基に基本計画を策定し、そのうえで事業を実施していく型式であれば、長期的な視野での事業展開も行いやすくなるので、望ましいことだと思う。	⑤	条例には、施策を具体的に推進する「基本計画」を策定する旨、規定したいと考えています。今後、条例の検討と合わせて、同計画の策定も進めていきたいと考えています。
2	条例制定のみならず、いかに実効性を持たせていくかが重要である。	⑤	
3	県の役割の記述が多く、県主導の観光となる気がする。民主官援が基本姿勢だと考える。	②	「基本理念」において、「観光振興は、県、市町、県民等がそれぞれの立場において連携し協働すること」を記述しているところであり、ご意見の趣旨に沿って取組を進めることが重要であると考えています。
4	まちづくりの視点と文化の視点が不足しているのではないかな。	①	「施策の基本方針」に「町並の整備と一体となった観光地の景観整備」を記述しているところですが、ご意見も参考として、「基本理念」においても、「地域の観光資源（歴史、伝統、文化等）を充実させ、継承することの重要性」を加筆したいと考えています。

(目的)

	素案に対する意見概要	対応	対応案
5	<p>三重県には観光資源として伊勢神宮、北畠神社等、悠久の昔からの建造物が沢山見られる素晴らしい県である。先人から受け継いだ歴史や文化に誇りと愛着を抱くことが出来てこそ県内の観光を振興することができると思う。</p> <p>そこで、「目的」下段の「県民が郷土への誇りと愛着を持つことのできる地域社会」については、「県民が郷土の歴史と文化に誇りと愛着を抱くことのできる地域社会」に書き変えてほしい。</p>	①	<p>ご意見の趣旨を盛り込んだ「観光行動」という言葉を、新たに「定義」とともに、「県民の役割」及び「施策の基本方針」において、同行動の促進を図る旨を記述することにより、対応したいと考えています。</p>

(定義)

	素案に対する意見概要	対応	対応案
6	<p>「観光行動」という言葉は抽象的でイメージしづらいと考える。「定義」に追加記入してはどうか。</p>	①	<p>ご意見を踏まえ、新たに「観光行動」の「定義」を記述します。</p>

(県の責務)

	素案に対する意見概要	対応	対応案
7	<p>市町が参画している広域的な観光振興への総合調整を行ってほしい。県境にある市町にとっては、県の関与が必要となる場面がある。</p>	②	<p>「県の責務」に、「県は、市町等が相互に連携できるよう調整や支援を行う」旨を記述するとともに、「施策の基本方針」においても、「県内各地域や他府県との広域的な連携の促進」を設けているところであり、今後も必要な調整を図っていきたいと考えています。</p>
8	<p>市町が地域特性を生かして行う観光振興施策への支援を表現してほしい。</p>	①	<p>ご意見を踏まえ、「市町との協働(1)」の記述を修正します。</p>
9	<p>「市町との協働(1)」は、共</p>	①	

<p>通の目的の有無に関わらず、一方的に施策の協力を求めており、対等・協力関係との認識に立っていない。</p> <p>「県は、目的を共有しつつ市町とともに、県と協働して地域特性に応じた観光の振興に関する施策を策定し、実施するものとし、必要に応じ、県の施策への協力を求めることができる。」としてはどうか。</p>		
<p>10 「市町との協働（１）」は、意図は理解するものの、主体をより明確にするため、「県は、市町に対し、県と協働して各地域の特性に応じた観光の振興に関する施策の策定を促し、実施すること」としてはどうか。</p>	①	
<p>11 「市町との協働（１）」は、県が市町に対して一方的に協力を求めていると受け取られる。市町の取組を積極的に支援する表現としてほしい。</p>	①	
<p>12 「市町との協働（２）」において、「県は、情報の提供、技術的な支援その他必要な協力を行う。」旨、記載されているが、「資金的な支援」を記述できないか。市町にあっては、やはり県の補助金等の資金支援が必要なのが現状である。</p>	③	<p>現在、地域が主体的に取り組む観光地づくりの取組に対しては、「魅力ある観光地づくりグレードアップ支援事業」に係る補助金の交付等により、支援を行っているところであり、施策や事業の実施段階で対応していきたいと考えています。</p>
<p>13 「体験学習を中心とした教育旅行の誘致」は、当町においても、その受入体制の強化に努めているが、教育サイドでは、教育旅行の推進を図っているよう</p>	③	<p>「教育旅行の誘致」は、「施策の基本方針」における重複等を精査した結果、骨子案では、「情報発信及び誘客の仕組みづくり①②」等の取組に包含されるものとして、整理統合したいと考えています。</p>

	には感じられないので、働きかけをお願いしたい。		<p>ただし、同取組の必要性は十分に認識していますので、具体的な施策展開については、「基本計画」において改めて盛り込んでいきたいと考えています。</p> <p>なお、ご要望のあった教育サイドへの働きかけについては、県では、県内の小中学校教務担当者に教育旅行等についての説明会を実施し、「三重県体験学習ガイドブック」を配付するなど、受入体制の充実等を図っているところであり、引き続き、関係者との協働により、教育旅行の誘致に取り組んでいきたいと考えています。</p>
14	他の都道府県との広域的な連携による観光振興の視点を盛り込まなくてもよいか。	②	ご意見につきましては、「施策の基本方針」の一つに位置づけているところです。
15	今後、我が国の人口減少を考えたとき、外国人観光客の誘致に一層の力を注ぐべきと考える。外客誘致に係る方針や目標を具体的に規定してはどうか。	③	本県の観光の持続的な発展を考えたとき、外国人観光旅行者の誘客に関する取組は重要であると考えています。そのため、同取組を「施策の基本方針」の一つに位置づけるとともに、具体的な方針等については「基本計画」に盛り込むことによって、積極的な施策展開を図っていきたいと考えています。
16	インバウンドに対する方向性が見えにくい。今後、外国人観光客の誘致は、三重県にとって重要となってくると考えられるため、もう少し積極的な表現でも良いのでないか。	②	
17	「財政上の措置」は、「努める」という努力目標ではなく、「講じる」といった積極的な姿勢を出してはどうか。	④	「必要な財政上の措置」には、県予算の確保のほか、国の交付金等の活用も含めた広い概念で捉えていることから、「努める」という表現の方が適切ではないかと考えています。
18	「財政上の措置を講ずるよう努める」は、条例の常套句だと思うが、全体トーンと一致させて、「講じる」としてはどうか。	④	

(各主体の役割)

	素案に対する意見概要	対応	対応案
19	「市町の役割」は規定しないのか。	⑤	国の「観光立国推進基本法」では、第4条において「地方公共団体の責務」が規定されており、県だけでなく市町も、観光立国の実現に向けた一定の役割分担を有しているものと考えられます。そこで、同規定を設けるかどうかについては、引き続き、市町との協議を通じて検討していきたいと考えています。
20	「県民の役割」における「豊かな県民生活の向上に観光を活用する」の意味が分かりづらい。特に「県民が観光を活用する」が不明である。単純に「自らの観光行動を通じて、豊かな県民生活の向上及び地域の活性化に寄与するよう努めるものとする。」で良いのではないか。	①	ご意見を踏まえ、「県民の役割」の表現を修正します。

①計画策定の考え方

1. 策定の趣旨

観光を取り巻く環境の変化に対応し、観光振興の取組による県民生活の向上と観光産業による経済の活性化に向け、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、策定する。

2. 計画期間

式年遷宮後を見据えて、概ね10年の期間を検討
※基本施策は、3～5年での見直しを行う。

②三重県観光の現状と課題

1. 観光を取り巻く環境の変化

- 人口減少・少子高齢化社会の到来
- 長引く経済不況による観光需要の停滞
- 国民の旅行に関する意識の変化
(旅行目的の多様化や個人旅行の増加)
- インターネットの普及

2. 三重県観光の現状と課題

- 観光レクリエーション入込客数の推移
(H17年 31,486千人→H21年 33,698千人)
- 満足度の推移
(H17年度 65.4% →H21年度 59.3%)
- 旅行の形態(同伴者)
・子ども連れの家族旅行(30%強)が最も多い
- 旅行の目的(自然・食・温泉+ニューツーリズム)
- 高速道路網の整備、特別割引・無料化社会実験
・自動車による観光の増加

(今後、取り組むべき課題)

<国内誘客>

- 中京・関西圏での新規顧客層の誘客と再訪の促進
- 首都圏・遠隔地での観光イメージの発信・誘客の強化

<海外誘客>

- 三重県を主要目的地とする訪日旅行商品の造成
- 個人旅行などの市場変化に対応する情報発信・誘客

<魅力づくり・人づくり>

- 長期滞在につながる観光の魅力づくり
- 観光振興を担う人材の育成(おもてなしの向上)

<観光の基盤づくり>

- 観光地の景観形成による魅力の増進
- 快適で利便性に優れた受入体制の充実

③三重県観光の持続的な発展に向けた基本的な考え方

1. 三重県観光のめざすべき姿

条例の基本理念を踏まえた概ね10年先の三重県観光のめざすべき姿を次のとおりとする。

(めざすべき姿)

- 観光まちづくりによる地域の魅力の再発見が、県民の観光行動を促しています。
- 観光の新たな価値の創出が、来訪者の再訪に結びついています。
- 観光振興と県民生活の向上の一体的な展開が、地域経済の活性化につながっています。

2. 施策展開に向けた基本視点

施策展開にあたっての基本的な視点(姿勢)を次のとおりとする。

(基本視点)

- ① 顧客視点のおもてなし
- ② 地域の観光資源の活用
- ③ 多様な産業の連携
- ④ 「地域が主役」の観光振興

3. 推進体制

各主体の役割を明確にし、連携・協働による観光振興の推進を図る。

④三重県観光の持続的な発展に向けた施策の展開

<基本施策1> 観光資源の魅力を生かした情報発信と国内誘客

- 多様な観光資源の魅力を生かしたエリア別・ターゲット別の情報発信と誘客
- テーマ性・ストーリー性を持った周遊型・滞在型観光の推進
- 県内の地域間及び県域をこえる広域連携の推進

<基本施策2> 三重県のブランド力を生かした海外誘客

- 個人旅行などの市場動向の変化に対応する国別のマーケティング戦略の推進
- 三重県独自の観光資源を生かしたブランド戦略の強化

<基本施策3> 多様な主体の連携による観光の魅力づくり・人づくり

- 地域の主体的な観光地づくりの推進
- 観光地づくりを担う人材の育成
- 観光旅行者のニーズの多様化に対応するニューツーリズムの推進
- 県民の観光まちづくりへの参加と県内観光の促進

<基本施策4> 利便性・快適性に優れた観光の基盤づくり

- 観光地の景観形成・快適な交流空間づくり
- 安全で安心な観光旅行者の受入体制の整備
- 観光の振興に資する交通基盤等の整備